域整備法施行令、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令、地方公共団体の手数料の標準に関する政令及び独立行政法人労働者健康安全機構法施行令について、政令中の「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改める等の改正を行うこととした。（第一条及び第四条～第六条関係）

二　覚せい剤取締法施行令及び覚せい剤原料を指定する政令の一部改正

覚せい剤取締法施行令の題名を「覚醒剤取締法施行令」に、覚せい剤原料を指定する政令の題名を「覚醒剤原料を指定する政令」に改めるとともに、政令中の「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改める等の改正を行うこととした。（第二条及び第三条関係）

三　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部改正

大規模な武力攻撃災害が発生した場合において、厚生労働大臣の許可を受けて医療を行う外国医療関係者に対して適用する法律として、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六三号。以下「改正法」という。）第四条の規定による改正後の覚醒剤取締法第三〇条の七第一三号、第三〇条の九第一項第六号、第三〇条の一三及び第三〇条の一四第二項の規定を追加するとともに、政令中の「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改めることとした。（第七条関係）

四　この政令は、改正法第四条（覚せい剤取締法第九条第一項第二号の改正規定を除く。）の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行することとした。

―――――――――

◇防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第四一号）（防衛省）

1　自衛官に係る勤勉手当の支給割合の改定に伴い、若年定年退職者給付金の額の調整に関し必要な給与年額相当額の計算方法を改めることとした。（第二四条関係）

2　この政令は、公布の日から施行するほか、必要な施行期日等を定めることとした。

―――――――――

政　令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行期日は令和二年九月一日とし、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和三年八月一日とし、同条第三号に掲げる規定の施行期日は令和四年十二月一日とする。

ただし、改正法第一条（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の改正規定に限る。）、第四条（覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第九条第一項第二号の改正規定を除く。）及び第五条（麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十四条第五項の改正規定（「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改める部分に限る。）に限る。）の規定並びに改正法附則第十三条、第十五条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）の項の改正規定に限る。）、第十七条、第十八条、第二十一条、第二十二条（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百十五条の三第一項の改正規定に限る。）、第二十四条から第二十六条まで、第二十九条、第三十二条及び第三十八条の規定の施行期日は、令和二年四月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　高市　早苗
法務大臣　三好　雅子
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　梶山　弘志
環境大臣　小泉進次郎
防衛大臣　河野　太郎

―――――――――

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三